

## 平成31年度 企業研修の支援 講師募集要項

### 1 事業目的

沖縄21世紀ビジョンで目標としている世界水準の観光リゾート地の実現に向けて、沖縄県の受入体制を強化するため、国内外の観光客が満足する高いサービスを提供できる人材の育成を目的として、沖縄県内の観光関連企業・団体（以下「観光関連企業」という。）が、一般財団法人沖縄観光コンベンションビューロー（以下「OCVB」という。）の管理・運営する講師データベース・マッチングサイト「育人（はぐんちゅ）」（以下「育人（はぐんちゅ）」という。）に登録する講師（以下「登録講師」という。）を活用して実施する研修に対して支援を行う。

### 2 講師の登録

(1) 講師が、観光関連企業が実施する「企業研修の支援」事業（以下「本事業」という。）を活用した研修を行うためには、「育人（はぐんちゅ）」に登録しなければならない。

### 3 研修に関する契約

- (1) 登録講師は、観光関連企業が本事業を活用して実施する研修に関して当該企業と契約を締結し、自らの専門分野について研修を実施するものとする。
- (2) 研修実施に係る経費については、(1)の契約において双方合意の下、適正に定めるものとする。
- (3) 講師は、契約を締結した研修の内容については、責任をもって遂行しなければならない。

### 4 登録要件

- (1) 登録講師は、次に掲げる全てを満たすことを要件とする。
- ①国内に事業所等を置く企業等に属していること、又は国内在住の個人事業主であること。
  - ②暴力団員その他の反社会的勢力に属しない者であること、又は当該勢力と密接な関係を有する企業・団体に所属していないこと。
  - ③沖縄県から指名停止措置を受けている企業に所属していないこと。
  - ④日本以外の国籍を有する者については、出入国管理及び難民認定法別表第1の1及び2並びに別表第2に定める在留資格を有し、研修を予定している専門分野が、同法に許可する在留中の活動と適合すること。
  - ⑤研修を予定している専門分野が、本支援事業の目的に合致すると認められること。
- (2) 語学を専門分野とする登録講師は、(1)に掲げるもののほか、次に掲げる項目の全てを満たすことを要件とする。
- ①登録する言語の語学講師の資格を有する者。
  - ②登録する言語について、日本の法人への講師歴が1年以上あること。ただし、離島に在住する講師については、この限りではない。
  - ③日本語以外の言語を母国語とする者は、日本語での意思疎通を十分に図ることができること。

- (3) 語学以外を専門分野とする登録講師は、(1)に掲げるもののほか、登録する専門知識等について講師歴が3年以上あることを要件とする。
- (4) 上記(2)及び(3)に該当しない場合でも、OCVB人材育成センターが審査をし、講師として適格と認める者については、登録講師として認めるものとする。

## 5 登録申請について

- (1) 講師の登録を希望する者は、「育人(はぐんちゅ)」への登録申請に次に掲げる書類を添えて、OCVB人材育成センターに提出するものとする。なお、登録申請に用いる言語は日本語とする。
- ・身分証明書
  - ・資格証明書の写し
- (2) 日本以外の国籍を有する講師は、(1)の書類に加えて、次に掲げる書類を提出しなければならない。なお、登録後、転職又は個人事業主など講師が属する組織、又は在留資格に変更があった場合は、速やかにOCVBに変更申請を行うものとする。
- ・在留カードの写し(両面)
  - ・所属企業の在職証明書

## 6 講師の認定

OCVB人材育成センターは、講師希望者から提出された書類を審査し、面接を実施の上、登録要件を満たすと認める者を講師として認定し登録する。

## 7 委任

- (1) 登録講師は、本事業に係る書類作成、研修を実施する観光関連企業との連絡調整等の事務を所属事務所に依頼することが出来る。
- (2) 登録講師は、所属事務所に当該事務を依頼する場合には、別途OCVB人材育成センターが定める委任状を提出しなければならない。

## 8 講師登録の取消し

OCVB人材育成センターは、提出された書類等に虚偽の記載が認められたとき、又はモニタリング等により講師として不適格と認められたときは、講師登録を取り消すことができる。

## 9 その他

この要項に定めるもののほか、必要な事項はOCVB人材育成センターが別途定める。